

独占禁止法基本問題懇談会資料

－ 改正法の施行状況 －

平成19年6月4日

公正取引委員会事務総局

1. 課徴金制度の見直しについて

改正法の課徴金算定率が適用された事例

- ・ 内装工事用けい酸カルシウム板の製造販売業者に対する課徴金納付命令(平成19年5月24日)において,改正法施行日以後に行われていた違反行為については10%の算定率を適用

<これまでの課徴金納付命令の運用状況>

年度	事件数 (注1)	納付命令数(注2) (対象事業者数)	課徴金額 (単位:万円)
平成14年	37	561	433,400
15年	24	468	386,712
16年	26	219	1,115,029
17年	20	399	1,887,014
18年	13	158	926,367
19年 (4~5月)	3	10	87,848

(注1) 事件の関係人の一部のみを対象として納付を命じる場合(一部の関係人について審判が行われたため関係人によって課徴金の納付を命じた時期が異なった場合等)には,最初の課徴金納付命令が行われた年度に事件数を計上している。

(注2) 旧法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み,旧法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

2. 課徴金減免制度の適用状況

- 平成18年1月4日から平成19年3月31日までの間に、同制度に基づく課徴金減免申請は105件(平成18年度においては79件)

< 課徴金減免制度が適用された事例 >

課徴金減免制度を適用したことを公表した事件一覧

件名	適用公表日	対象事業者数
旧首都高速道路公団が発注するトンネル換気設備工事入札談合事件	平成18年9月8日	3社
国土交通省各地方整備局が発注する特定ダム用水門設備工事入札談合事件	平成19年3月8日	3社
国土交通省各地方整備局が発注する特定河川用水門設備工事入札談合事件	平成19年3月8日	3社
独立行政法人水資源機構が発注する特定ダム用水門設備工事入札談合事件	平成19年3月8日	3社
農林水産省各農政局が発注する特定水門設備工事入札談合事件	平成19年3月8日	3社
名古屋市営地下鉄に係る土木工事入札談合事件	平成19年3月20日	1社
近畿地区における天然ガスエコ・ステーション建設工事入札談合事件	平成19年5月11日	2社
内装工事用けい酸カルシウム板価格カルテル事件	平成19年5月24日	2社

申請者について告発を行わなかったことにつき公表を行ったものであり、平成19年5月末時点において、課徴金納付命令を行っていない。

3. 犯則調査権限の運用状況

- 公取委が刑事告発を行った事案(平成18年1月以降)
- ・ し尿処理施設建設工事の入札談合事件
 - ➔ 法人11社及び受注業務従事者11名を検事総長に告発
(平成18年5月23日及び6月12日)
 - ・ 名古屋市営地下鉄に係る土木工事の入札談合事件
 - ➔ 法人5社及び受注業務従事者5名を検事総長に告発
(平成19年2月28日及び3月20日)
 - ・ 独立行政法人緑資源機構が発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務の入札談合事件
 - ➔ 4法人を検事総長に告発
(平成19年5月24日)

行政調査部門とのファイアーウォールの設置

- ・ 犯則調査部門として「犯則審査部」を新設し, 所掌事務を明確に分離(組織令の改正)
- ・ 犯則事件の調査を行う職員の指定は「犯則審査部」の職員についてしか行えない旨を規定(犯則規則の制定)
- ・ 「犯則審査部」の職員は行政調査権限を行使する審査官には指定できない旨を規定(審査官指定政令の改正)
- ・ 犯則事件の端緒となる事実接した場合, 委員会が犯則調査を開始するかどうか判断する旨を規定(犯則規則の制定)
- ・ 行政調査事案において接した事実が犯則事件の端緒となると思料される場合, 行政調査を行う審査官は, 当該事実を直接「犯則審査部」の職員に報告してはならない旨を規定(犯則規則の制定)

< 告発方針の概要 > (平成17年10月7日)

1 告発に関する方針

(1) 法改正後においても、

ア 国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案

イ 違反を反復して行っている、排除措置に従わないなど行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案

について、積極的に刑事処分を求めて告発。

(2) ただし、課徴金減免制度が導入されたことに伴い、同制度を有効に機能させる観点から、次の者については告発を行わないこととする。

ア 調査開始日前に最初に課徴金の免除に係る報告及び資料の提出を行った事業者(ただし、当該報告又は資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと及び他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、又は他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと(独占禁止法第7条の2第12項各号)のいずれかに該当する事実があると認められる事業者を除く。)

イ 当該事業者の役員、従業員等であって当該独占禁止法違反行為をした者のうち、当該事業者の行った公正取引委員会に対する報告及び資料の提出並びにこれに引き続いて行われた公正取引委員会の調査における対応等において、当該事業者と同様に評価すべき事情が認められるもの

4. 審査・審判手続等の見直しについて

4 - 1. 審査手続について

< 審査段階における適正手続の確保 >

- ・ 被疑事実等の告知
立入検査の際に、事件名、被疑事実の要旨、関係法条を記載した文書を交付
- ・ 提出命令対象物件の閲覧・謄写
 - － 原則として閲覧・謄写可能な旨公取委規則で明確化
 - － 閲覧・謄写を拒否した例はない

< 排除措置命令等の事前手続 >

排除措置命令・課徴金納付命令

- ・ 排除措置命令等の事前通知
- ・ 名宛人に対し、意見を述べ証拠を提出する機会の付与
 - 通知から意見申述期限までの期間は、通常、平均約25日間(平成18年度)
- ・ 申出があった場合等には、命令案、認定事実を基礎付けるために必要な証拠を説明
 - 代理人弁護士同席の上で命令案等の説明
 - 事業者多数の場合、すべての事前説明に複数日を要したケースも
例:国土交通省等発注の水門設備工事入札談合事件
……10社に対して6日間にわたって事前説明
 - 事業者が地方に所在する場合、地方で事前説明を行う場合も
例:沖縄県が発注する建設工事入札談合事件
……沖縄において、説明希望のあった38社に対して5日間にわたって事前説明
 - 事業者の秘密等の問題が生じない範囲内で他の関係人に関する証拠も説明
- ・ 事前手続において、事業者から提出された意見を踏まえ、命令等を行う
 - 事前手続の開始から排除措置命令等までには、平均約40日間を要する(平成18年度)
 - 提出された意見を踏まえ、排除措置命令案の名宛人とされていた事業者に対して、排除措置を命じないこととした事例も存在する。
例:市町村等が発注するし尿処理施設建設工事入札談合事件

警告

- ・ 警告における事前手続
 - 事前に警告書案を手交し警告内容の説明
 - 意見を述べ、証拠を提出する機会を付与

4 - 2 . 法的措置・警告一覧

< 平成18年1月以降の法的措置事件一覧 >

	件名	内容	関係法条	措置年月日
18 (措) 1	(株)國場組ほか 99社に対する 件	沖縄県が特Aの等級に区分し、一般競争入札、公募型指名競争入札、公示型指名競争入札又は指名競争入札の方法により発注する土木一式工事であって、沖縄県の等級格付を受けている者のみを入札参加者とする特定土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	18.3.29 (注1)
18 (措) 2	(株)大米建設ほ か102社に対 する件	沖縄県が特Aの等級に区分し、一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法により発注する建築一式工事であって、沖縄県の等級格付を受けている者のみを入札参加者とする特定建築工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	18.3.29 (注1)
18 (措) 3	(有)濱口石油に 対する件	南紀田辺店において、普通揮発油を、平成17年8月25日から平成18年1月31日までの期間内に、仕入価格(運送費を含む。以下同じ。)に南紀田辺店の人件費等の販売経費(普通揮発油の販売に係る経費をいう。以下同じ。)を加えた価格を下回る価格で106日間、また、そのうち仕入価格を下回る価格で80日間 白浜空港線店において、普通揮発油を、平成17年11月29日から平成18年1月31日までの期間内に、仕入価格に白浜空港線店の人件費等の販売経費を加えた価格を下回る価格で43日間、また、そのうち仕入価格を下回る価格で30日間 それぞれ、和歌山県田辺地区における販売量が多い他の有力な石油製品小売業者を排除する意図をもって、販売するなど、南紀田辺店及び白浜空港線店において、仕入価格又は仕入価格に当該給油所の人件費等の販売経費を加えた価格を下回る価格で普通揮発油を継続して販売し、田辺地区に給油所を設置する他の石油製品小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた。	19条(一般 指定6項)	18.5.16
18 (措) 4	日産化学工業 (株)に対する件	正当な理由がないのに、ラウンドアップハイロード3品目の販売に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、ホームセンターに対し 要請に応じないときは出荷を停止することを示唆して、同社が定めた希望小売価格で販売するよう要請し、この要請に応じないホームセンターに対し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、出荷を停止又はその数量を制限すること 新規に「ラウンドアップハイロード」の商標を付した5リットル入りボトル又は500ミリリットル入りボトル3本パックを供給するに当たり、希望小売価格で販売することを取引の条件として提示し、これを受け入れたホームセンターに対し当該除草剤を供給することにより、希望小売価格で販売するようにさせていた。	19条(一般 指定12項1 号及び2号)	18.5.22

(注1) 一部の事業者から審判請求が行われており、現在、審判にて係争中。

	件名	内容	関係法条	措置年月日
18 (措) 5	東リ(株)ほか 2社に対する 件	国内営業責任者による会合において、沖縄県の区域を除く全国における塩ビ床シート汎用品の1ダブルメーター当たりの下代について最低販売価格を 平成16年12月21日以降に新規に引合いがあった場合、2.0ミリメートル厚のものについて1300円、2.5ミリメートル厚のものについて1400円とそれぞれ設定すること 平成17年4月1日以降等に新規に引合いがあった場合、2.0ミリメートル厚のものについて1350円、2.5ミリメートル厚のものについて1450円とそれぞれ50円上げて設定すること等 を合意していた。	3条後段	18.5.26
18 (措) 6	(株)タジマほか 2社に対する 件	国内営業責任者による会合において、沖縄県の区域を除く全国における2.8ミリ厚複合塩ビ床シートの1ダブルメーター当たりの下代について最低販売価格を平成17年4月1日以降等に新規に引合いがあった場合には、2200円と設定すること等を合意していた。	3条後段	18.5.26
18 (措) 7	(株)東リほか 3社に対する 件	国内営業責任者による会合等を通じて、汎用タイルカーペットの1枚当たりの下代について最低販売価格を平成17年4月1日以降等に新規に引合いがあった場合、取引先卸売業者を通じて販売するものについては260円と、直接内装工事業者に販売するものについては270円と設定すること等を合意していた。	3条後段	18.5.26
18 (納) 386 ~ 389	(株)荏原製作 所ほか3社 に対する 件	旧首都高速道路公団が一般競争入札の方法により発注する首都高速道路中央環状新宿線のトンネル換気設備工事について、受注価格の低落防止を図るため、他の事業者と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	18.9.8 (注2)

(注2) 排除措置命令を行っていない事件である。

	件名	内容	関係法条	措置年月日
18 (措) 8	(株)パローに対する件	<p>食料品スーパー納入業者に対し、中元商品及び歳暮商品の販売に際し、取引関係を利用して、ギフト商品、自社の商品券、ビール券等を購入させていた。</p> <p>自社の店舗の新規オープン及び改装オープンに際し、自社の業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために、食料品スーパー納入業者及びホームセンター納入業者に対し、その従業員等を派遣させていた。</p> <p>ア 自社の食料品スーパーの店舗の新規オープン及び改装オープンに際し、当該店舗の粗利益を確保するため、事前に算出根拠、目的等について明確に説明することなく、食料品スーパー納入業者に対し、金銭的負担を提供させ、また、和日配部門及び洋日配部門に係る食料品スーパー納入業者に対し、一定期間継続して販売する商品に係る当該店舗への初回納入分を無償で提供させている。</p> <p>イ 自社のホームセンターの店舗の新規オープン及び増床を伴う改装オープンに際し、当該店舗の粗利益を確保するため、事前に算出根拠、目的等について明確に説明することなく、「アドバルーン協賛」との名目の下に、ホームセンター納入業者に対し、金銭的負担を提供させている。</p> <p>ウ 8月及び12月に売上げの増大が見込まれることを理由として、「1%戻し」等との名目の下に、食料品スーパー納入業者に対し、毎年8月及び12月における各食料品スーパー納入業者との取引額の1パーセントに相当する額の金銭的負担を提供させている。</p> <p>他社が営業していたホームセンターの店舗の営業等を譲り受け、当該店舗を自社のホームセンターの店舗として新規オープンするに際し、在庫となる商品を処分するため、取引関係を利用して、ホームセンター納入業者に対し、当該商品を購入させていた。</p>	19条(大規模小売業告示6項,7項及び8項並びに一般指定14項第1号)	18.10.13
19 (措) 1	アタカ大機(株)ほか3社に対する件	市町村等発注のし尿処理施設建設工事について、受注価格の低落防止を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	19.1.16
19 (措) 2	石川島播磨重工業(株)ほか9社に対する件	国土交通省各地方整備局発注の特定ダム用水門設備工事について、受注価格の低落防止を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	19.3.8
19 (措) 3	(株)栗本鐵工所ほか14社に対する件	国土交通省各地方整備局発注の特定河川用水門設備工事について、受注価格の低落防止を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	19.3.8

	件名	内容	関係法条	措置年月日
19 (措) 4	石川島播磨重工業(株)ほか9社に対する件	独立行政法人水資源機構発注の特定ダム用水門設備工事について、受注価格の低落防止を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	19.3.8
19 (措) 5	(株)栗本鐵工所ほか7社に対する件	農林水産省各地方農政局発注の特定水門設備工事について、受注価格の低落防止を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	19.3.8
19 (措) 6	(株)ニシムタに対する件	<p>ア 商品回転率が低い在庫商品のうち、自社が割引販売を行わないこととしたものについて、納入業者に対し、納入業者の責に帰すべき事由がないにもかかわらず、当該商品の全部又は一部を返品している。</p> <p>イ 商品回転率が低い在庫商品のうち、自社が割引販売を行うこととしたものについて、納入業者に対し、納入業者の責に帰すべき事由がないにもかかわらず、割引販売に伴う利益の減少に対処するために必要とする額を当該商品の納入価格から値引きさせている。</p> <p>ア 自社の店舗の改装等に際し、当該店舗の在庫商品を処分するために割引販売を行った商品について、納入業者に対し、納入業者の責に帰すべき事由がないにもかかわらず、当該商品の割引額の半額を当該商品の納入価格から値引きさせている。</p> <p>イ 前記アの在庫商品の割引販売後に売れ残った商品について、納入業者に対し、納入業者の責に帰すべき事由がないにもかかわらず、当該商品の全部又は一部を返品している。</p> <p>自社の店舗の改装等に際し、納入業者に対し、その従業員等を自社の業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために派遣させている。</p>	19条(大規模小売業告示1項、2項及び7項)	19.3.27
19 (措) 7	東京ガスエネルギー(株)ほか3社に対する件	ガス事業者、石油製品小売業者等が指名競争入札に付する関東甲信越地区を施工場所とする天然ガスエコ・ステーション建設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	19.5.11
19 (措) 8	(株)千代田機械製作所ほか3社に対する件	大阪瓦斯株式会社、石油製品小売業者等が指名競争入札に付する大阪瓦斯株式会社の天然ガスの配管区域を施工場所とする天然ガスエコ・ステーション建設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	19.5.11
19 (措) 9	ニチアス(株)ほか1社に対する件	2社の会合、販売業者が主催する懇親会等の場を通じて、内装工事用けい酸カルシウム板の販売業者又は内装工事業者向けの販売価格を現行販売価格から10パーセントを目途に引き上げる旨合意していた。	3条後段	19.5.24

<平成18年1月以降の警告事件一覧>

件名	内容	関係法条	警告年月日
(株)アムズエナジー に対する件	田辺地区に所在する「エポック芳養セルフサービスステーション」と称する給油所において、普通揮発油を、平成17年9月9日から平成18年1月31日までの期間内に、長期間にわたり、仕入価格に販売経費を加えた価格を下回る価格で販売(仕入価格を下回る価格での販売を含む。)し、当該給油所の周辺地域に所在する石油製品小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。	19条(一般指定6項)	18.5.18
小松空港構内タクシー 営業会に対する件	平成17年11月16日付けで「小松空港構内タクシー営業会規約」と称する内部規程を改定し、小松空港構内へのタクシーの新規乗り入れを希望し、同会への入会を申し出た事業者に対し、同規程において、「申し込み日より2年間を待機期間とする」旨を定めることにより、小松空港構内のタクシー業の事業分野における事業者の数を制限していた疑い。	8条1項3号	18.7.4
小松地区タクシー 協会小松駅構内会 に対する件	平成17年11月16日付けで「小松地区タクシー協会小松駅構内会規約」と称する内部規程を制定し、小松駅構内へのタクシーの新規乗り入れを希望し、同会への入会を申し出た事業者に対し、同規程において、「申し込み日より2年間を待機期間とする」旨を定めることにより、小松駅構内のタクシー業の事業分野における事業者の数を制限していた疑い。	8条1項3号	18.7.4
全国クレーン建 設業協会茨城支部 に対する件	支部会員の移動式クレーンを使用する作業に係る料金を引き上げることを決定し、支部会員をしてこれを実施させていた疑い。	8条1項1号	18.7.7
愛知県クレーン協 同組合に対する件	組合員の移動式クレーンを使用する作業に係る料金を決定し、組合員をしてこれを実施させていた疑い。	8条1項1号	18.7.7
京都農業協同組合 に対する件	米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリーエレベーターの3施設(3施設)について、遅くとも平成13年以降(カントリーエレベーターについては、平成15年以降) 京都農業協同組合(JA京都)から生産資材を購入しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都から生産資材を購入するようにさせていた JA京都を通じて米を出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都を通じて米を出荷するようにさせていた 疑い。	19条(一般指定13項)	18.7.14

件名	内容	関係法条	警告年月日
土幌町農業協同組合に対する件	<p>組合員が生産資材等を購入するための「畜産事業勘定(肉牛)」及び「営農貸付金」と称す短期貸付金について、土幌町農業協同組合(JA土幌町)から生産資材を購入する場合に限り、組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとする</p> <p>肉用牛生産業を営む組合員に対する土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約において、当該組合員がJA土幌町以外の者から生産資材を購入し、JA土幌町以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとする</p> <p>としており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該組合員と取引している疑い。</p>	19条(一般指定13項)	18.7.21
埼玉県獣医師会に対する件	<p>平成18年度以降に埼玉県の区域内の市町村が委託する集合狂犬病予防注射について、専ら自らが同市町村と契約を締結して実施するため</p> <p>平成17年9月30日に開催した理事会において、専ら自らが埼玉県の区域内の市町村と契約を締結して実施していく旨の決議を行い、決議に従わない会員に対し埼玉県獣医師会から除名することとなる旨を通知すること等により、会員が独自に同市町村と契約を締結することを不当に制限していた</p> <p>狂犬病予防注射で使用するワクチンの販売業者及び資材の販売業者に対し、独自に契約を締結して集合狂犬病予防注射を実施しようとする会員と取引しないよう要請することにより、不当に、これらの販売業者に、会員に対する当該ワクチン及び資材の取引を拒絶させるようにしていた</p> <p>疑い。</p>	8条1項4号,5号	18.9.29
(株)加ト吉フードレックに対する件	<p>自己と取引する納入業者等に対し</p> <p>自己の経営する宿泊施設で開催する歌謡ショー、食事会等の催物のチケットの販売を行う際に、仕入取引に影響を及ぼし得る立場にある者により、取引額に応じて購入すべきチケットを割り当て、組織的かつ計画的に、当該チケットの購入を要請し、チケットを一方的に送付するなどして当該納入業者等に購入を余儀なくさせていた</p> <p>自己の利益とする目的で、当該納入業者等に支払うべき毎月の買掛金額の2.5パーセント又は5パーセントに相当する額の金銭的負担を要請し、当該納入業者等に金銭的負担を余儀なくさせていた</p> <p>疑い。</p>	19条(一般指定14項1号,2号)	19.3.7

件名	内容	関係法条	警告年月日
東邦ガスエンジニアリング(株)に対する件	<p>東邦瓦斯の天然ガスの配管区域を施工場所とする天然ガスエコ・ステーション建設工事(以下「特定天然ガスエコ・ステーション建設工事」という。)について、</p> <p>石油製品小売業者等に対し、東邦ガスエンジニアリングに入札参加業者の選定等を委託するよう働きかける</p> <p>東邦ガスエンジニアリング及びあらかじめ同社が受注できるよう協力する旨了承を得ている特定事業者のみを入札参加業者として選定し、選定した入札参加業者名を東邦瓦斯の取次ぎによって当該工事の発注者である石油製品小売業者等に提示する</p> <p>ことによって、東邦ガスエンジニアリングの受注に協力が得られないと見込まれる競争事業者が、特定天然ガスエコ・ステーション建設工事の入札へ参加することを困難となるようにしていた疑い。</p>	3条前段	19.5.11

4 - 3 . 審判手続について

< 適正な審判手続の確保 >

- ・ 事前手続段階での一定の手続保障・情報開示
 - 被審人側にとって審判開始時点での争点特定が従来より容易
- ・ 審判冒頭手続で被審人側の審判請求の趣旨等に対応した審査官側の答弁
 - 早期に実態に即した議論が可能
- ・ 改正後においても適正手続の要請に的確に対応
 - 原処分判断に全く関与していない審判官が新審判規則に従って適正な手続

< 審判の効率化等 >

沖縄県発注の建設工事に係る入札談合事件(平成18年3月29日排除措置命令・課徴金納付命令)

- ・ 排除措置命令対象の103社中3社が、課徴金納付命令対象の72社中8社(前記3社を含む。)がそれぞれ審判請求(合計11件の審判請求)
- ・ 審判請求書において審判請求の理由を明確化
- ・ 争点が共通している審判の併合
 - 排除措置命令関係3件と課徴金納付命令関係3件の計6件を併合
 - その他課徴金納付命令審判3件を併合
 - 11件の審判が併合後4件に
 - 手続上の効率性, 被審人の手続上の負担軽減

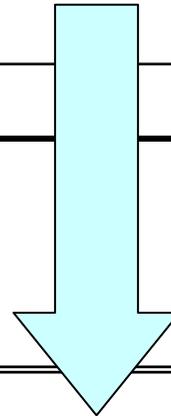
< 審判事件における担当審判官の構成 >

< 平成19年5月末時点 >

	件数	法曹資格者数が 担当する件数	法曹資格者数別件数
単独審判	1件(注1)	0件	-
合議体審判(3人)	96件(注2)	96件	1人:62件
			2人:34件
			3人:0件
合計	97件		

(注1) 課徴金審判であり、本年3月7日に既に結審している。

(注2) うち7件は景品表示法違反事件に関するもの。



合議体審判については、

- ・ すべての審判に法曹資格者が担当審判官として含まれている。
- ・ 74件で法曹資格者が審判長になっている。

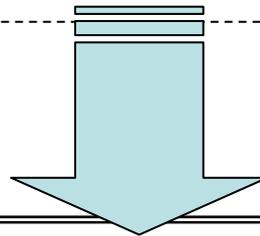
< 審判が開始される割合 >

審判が開始される割合の大幅な低下

旧法での審判開始比率：約17.6%
(平成15年度～平成18年度で延べ2519社中443社)

勧告に対する審判開始比率 = 約30.3%

課徴金納付命令に対する審判開始比率 = 約6.7%



改正法施行後の審判開始比率：約2.2%
(延べ490社中11社)

排除措置命令に対する審判開始比率 = 約1.1%

課徴金納付命令に対する審判開始比率 = 約3.5%

4 - 4 . 排除措置命令と課徴金納付命令の同時化について

- ・ 新法下での排除措置命令はこれまでに17件,うち13件が課徴金納付命令の対象でもある
 → 13件すべてについて,排除措置命令と課徴金納付命令を同時に行っている

排除措置命令と課徴金納付命令が同時に行われた事件一覧

事件名	納付命令日	事業者数	課徴金総額
沖縄県が発注する土木一式工事入札談合事件	平成18年3月29日	99社	19億5517万円
沖縄県が発注する建築一式工事入札談合事件	平成18年3月29日	72社	11億467万円
塩化ビニル床シート汎用品価格カルテル事件	平成18年5月26日	3社	1億7048万円
2.8ミリ厚複合塩化ビニル床シート価格カルテル事件	平成18年5月26日	3社	3974万円
汎用タイルカーペット価格カルテル事件	平成18年5月26日	4社	1億7819万円
市町村等が発注するし尿処理施設建設工事入札談合事件	平成19年1月16日	7社	20億7189万円
国土交通省各地方整備局が発注する特定ダム用水門設備工事入札談合事件	平成19年3月8日	9社	5億1227万円
国土交通省各地方整備局が発注する特定河川用水門設備工事入札談合事件	平成19年3月8日	12社	4億1359万円
独立行政法人水資源機構が発注する特定ダム用水門設備工事入札談合事件	平成19年3月8日	6社	2億8672万円
農林水産省各農政局が発注する特定水門設備工事入札談合事件	平成19年3月8日	8社	4億5875万円
関東甲信越地区における天然ガスエコ・ステーション建設工事入札談合事件	平成19年5月11日	4社	1億1737万円
近畿地区における天然ガスエコ・ステーション建設工事入札談合事件	平成19年5月11日	3社	2566万円
内装工事用けい酸カルシウム板価格カルテル事件	平成19年5月24日	2社	7億2675万円